

平成 30 年度 神奈川県立山岳スポーツセンター条例第 13 条に基づく体育行事

減免する体育行事	利用料金
<ul style="list-style-type: none"> ○神奈川県教育委員会及び神奈川県が行う研修会等 ○神奈川県公安委員会が行う山岳救助訓練 ○神奈川県が行う自然保護のための研修会等 ○神奈川県が神奈川県山岳連盟（以下「県山岳連盟」という。）に委託した指導者養成事業及びクライミング普及事業 ○（公財）神奈川県公園協会が行う公園まつりその他公園事業と関連して行う事業 	免除
<ul style="list-style-type: none"> ○市町村が住民を対象として行う登山教室・研修会等 （市町村から委託を受けて行う登山教室等を含む） 	1 / 2 の額に 減免
<ul style="list-style-type: none"> ○県山岳連盟及び県内市町村山岳協会（以下「山岳連盟等」という。）が、青少年を対象として行う登山教室、研修会等 ○（公財）神奈川県体育協会が青少年を対象として行うスポーツ教室等 ○神奈川県高等学校体育連盟登山専門部が青少年を対象として行う大会、練習等 	
<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校または高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部、小学部、中学部または高等部を含む。）が、園児、児童または生徒を対象として行う特別活動またはクラブ活動（各クラブ・サークル等が独自で行う活動は含まない。） 	
<ul style="list-style-type: none"> ○心身に障害がある者または高齢者を対象として行う登山教室、登山研修会等 	
<ul style="list-style-type: none"> ○県内の大学、短期大学または高等専門学校が、学生を対象として行う体育関係部活動 	4 / 5 の額に 減免
<ul style="list-style-type: none"> ○山岳連盟等が住民を対象として行う登山教室、研修会等 ○（公財）神奈川県体育協会が行うスポーツ教室等 	